

いなべ市管理河川維持修繕計画 (個別計画)

令和3年3月 策定

令和4年3月 一部改訂

いなべ市建設課

1. 河川維持修繕計画の目的

1-1 目的

近年、気象状況の変化による短時間豪雨などの異常気象と、それに伴う災害が各地で発生しており、河川を適正に管理することの重要性がますます高まっている。

これまでの管理方法は、市民からの要望や通報、管理者の点検・巡視の中で発見された不具合箇所について、その都度対応するという対症療法的な管理が主体であったが、このような管理方法では、今後多くの施設が改修・更新の時期を迎えたときの財源確保が困難となることや、自然環境の変化による外的要因に施設が対応できなくなることが想定される。

こういった中、住民の生命・財産を守るために、限られた財源と管理体制の下で効率的かつ効果的な河川管理を行っていくことが求められており、それを実現するため、河川の維持修繕計画を策定し、住民の安心・安全を確保することを目的とする。

1-2 管理河川

いなべ市の管理する河川はいなべ市の管理する河川数と管理延長は以下のとおり

河川区分	河川数	総延長(km)
準用河川	80	71.725
普通河川	111	113.420

1-3 管理状況

現状、いなべ市の河川管理は、地元からの要望を元に緊急性や安全性、予算及び市民生活への影響を考慮し、優先順位を付け対応している。また、台風等の異常気象で被災した箇所については、災害復旧事業として国からの補助を受けて復旧を行っている。

管理項目に対する管理状況は下表のとおりである。

管理項目	管理状況
施設修繕	・経年劣化や災害発生により破損した護岸の修繕、復旧(適宜) ・河道狭小箇所の拡幅(適宜)
河床整備	・堆積土砂の撤去(平均年1箇所、100m/箇所程度) ・河川内立木の撤去(適宜)
洗掘防止	・根継工(適宜) ・底張工、床止工(適宜)

2. 河川維持管理の基本的な考え方

2-1 河川管理の基本方針

従来の対処療法的な維持管理ではなく、市の管理する河川を周辺状況等から分類し、重要度の高い河川に関して事前の点検の実施と、それを踏まえた予防保全型維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と社会的損失の回避・抑制を目指す。

2-2 河川の分類(グループ分け)

個別施設計画の策定にあたっては、以下の基準によって A~D の4つに分類して管理することとする。

分類	対象河川	河川数	
		準用河川	普通河川
分類 A	護岸・河床の損傷や越流により、住宅や幹線道路に重大な損傷が発生すると考えられる河川	11	1
分類 B	護岸・河床の損傷や越流により住宅や幹線道路に損傷を与えると考えられる分類 A 以外の河川	18	6
分類 C	護岸・河床の損傷や越流により道路や農地に影響があると考えられる河川	28	5
分類 D	上記以外の河川	23	99

2-3 点検方法・点検頻度

点検方法は目視によるものとし、点検頻度は以下のとおりとする。

分類	点検頻度
分類 A	日常点検： 適宜 定期点検： 1回／5年 緊急点検： 時間 15mm 又は累計 80mm 以上の降雨が観測された時
分類 B	日常点検： 適宜 定期点検： 1回／5年
分類 C	日常点検： 適宜 定期点検： 1回／5年
分類 D	日常点検： 適宜

※ 住民通報や自治会要望があった際は即時確認を行う。

※ S3(後述)以上の損傷がある場合は分類 B、C についても緊急点検を実施する。

2-4 評価の方法

上記分類 A～C の河川について、保全対象の存在する区間を対象区間として点検を行い、それにより発見された変状の度合い、及び過去の河川状況を元に 4 段階で評価を行う。

評価		状態	
		護岸	河道
S1	異常なし	<ul style="list-style-type: none"> 目視できる変状が無い 構造物の機能に支障の無い軽微な変状 	<ul style="list-style-type: none"> 洗掘、堆積が無い 軽微な洗掘、堆積
S2	経過観察	<ul style="list-style-type: none"> 構造物の機能に支障の無い軽微な変状 経過を観察する必要がある、進行する可能性がある変状 	<ul style="list-style-type: none"> 洗掘深 0.5m 以下の河床低下 河川断面の 1/2 未満の堆積
S3	予防保全	<ul style="list-style-type: none"> 今後拡大し、施設の構造的安定に影響を及ぼす可能性がある変状 急激な出水等により施設に影響を与える可能性が高い変状 	<ul style="list-style-type: none"> 洗掘深 0.5-1.0m の河床低下 河川断面 1/2 以上の堆積 護岸基礎底部の露出
S4	要対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造的安定に重大な影響を及ぼす可能性がある変状 急激な出水等により施設の機能損失、又は著しい機能低下が生じるリスクが高い変状 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸基礎底高以下の洗掘 護岸高を超える低木等の繁茂 河川断面不足による溢水の発生

2-5 現状の評価

令和2、3 年度に職員が実施した分類 A～C の河川の点検結果は下表のとおり。(複数の損傷がある河川は最大値、内訳数は延べ数を表示)

このうち、S3、S4 評価の箇所について修繕計画を策定する。

評価	河川数	内訳			
		護岸損傷	河床洗掘	土砂堆積・立木	河道狭窄・溢水
S1	38	—	—	—	—
S2	6	28	11	19	6
S3	16	10	9	9	3
S4	9	3	4	1	2
計	69	41	24	29	11

3. 維持管理対策

3-1 対策箇所の優先度

周辺施設による河川の分類(2-2参照)と損傷度を基にした評価(2-3参照)を基に、損傷箇所の周辺状況も考慮し優先度を決定する。

総合優先度		分類	評価
	H1	C	S3
	H2	B	S3
	H3	C	S4
	H4	A	S3
	H5	B	S4
	H6	A	S4

3-2 計画の期間と対策の実施時期

当該個別計画の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とし、個々の対策の実施時期は上記優先度を基に決定する。

定期点検や緊急点検、住民通報等により新たな変状や変状の進行が確認された場合は、その状態を確認し、必要に応じて対象河川の追加や優先度の更新を行う。

3-3 対策内容及び概算修繕費

別紙河川維持修繕個別計画書のとおり

4. 計画策定担当部署

計画策定担当部署： 三重県いなべ市建設課

TEL 0594-86-7837